

告 示

埼玉県告示第四百五十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人チャイルド・ギフト

三 代表者の氏名

吉野 春江

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市西青木四丁目七番地十三号フレール西青木二百六号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、発達障がい児の援助者に対し、相談、情報提供、メンタルケアなどの支援をし、発達障がい児と健常児（児童期中心）やその保護者、一般市民が参加するイベントを行い、発達障がいの偏見をなくし理解する事により良い関係で共生できる社会の実現に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、発達障害の誤解と偏見をなくし理解する事により良い関係で共生できる社会の実現に寄与することを目的とする。